

# 自然再生の推進に関する政策評価書 (要 旨)

平成 20 年 4 月

総 務 省

## 目 次

	頁
第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点及び政策効果の把握の手法	2
4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	4
5 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報	5
第2 政策の概要	5
1 政策の背景事情等	5
2 施策の概要	6
第3 政策効果の把握の結果	10
1 自然再生推進政策の効果の発現状況	10
2 自然再生推進政策の現況	14
(1) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状	14
(2) 法定協議会の運営状況	15
(3) 国及び地方公共団体による各種支援の実施状況	25
第4 評価の結果及び勧告	30
1 評価の結果	30
2 勧告	37

## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）（以下「法」という。）及び自然再生基本方針（平成15年4月1日閣議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、自然再生を総合的に推進することとされている政策（以下「自然再生推進政策」という。）である。

（注）本評価に当たっては、次のとおり定義した。

1 「自然再生」とは、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などにおいて、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

なお、自然再生事業の中には、多様な主体が参加した協議会を設置して実施している事業と、国又は地方公共団体などが独自に実施している事業がある。

3 「法に基づく自然再生事業」とは、次の三つの要件をいずれも具備する又は具備しようとする自然再生事業をいう。

(1) 自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定される特定非営利活動法人。以下「NPO法人」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者（以下「自然環境専門家」という。）、土地の所有者、関係地方公共団体、関係行政機関等の地域の多様な主体が参加した協議会を組織すること（法第8条第1項）。

(2) 協議会は、①自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）を作成し、②自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）の案について協議し、③自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと（法第8条第2項）。

(3) 実施者は、実施計画を作成したときは、主務大臣及び自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該実施計画の写しのほか、その基になった全体構想の写しを送付すること（法第9条第5項）。

4 「法定協議会」とは、上記3の法に基づく自然再生事業を実施するために組織する協議会をいう。一方、「法定外協議会」とは、それ以外の自然再生事業を実施するために組織する協議会をいう。

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（国土交通担当）

平成18年8月から平成20年4月まで

#### 【実地調査担当部局】

管区行政評価局：全局（北海道（旭川行政評価分室及び釧路行政評価分室を含む。）東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：13事務所（茨城、栃木、千葉、東京、山梨、三重、滋賀、兵庫、奈良、山口、徳島、佐賀、熊本）

#### 【実地調査期間】

平成18年12月から19年3月まで

### 3 評価の観点及び政策効果の把握の手法

本評価は、法及び基本方針の下で、総合的に推進することとされている自然再生推進政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

自然再生推進政策は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的としている。

本来、政策の効果は、各地域の河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などにおいて、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全し、再生し、創出し、又はその状態を維持管理する行為が継続的に実施されることにより、数十年の年月をかけて発現するものであるが、①自然再生推進政策においては、政策効果の発現状況を把握するための法に基づく自然再生事業数、法定協議会設置数などの政策目標が定められていないこと、②法に基づく自然再生事業は、平成19年3月末現在、5法定協議会において9事業が実施されているものの、これらの事業は緒に就いたばかりで自然再生が実現された状況に至っていないことから、政策効果の発現状況を評価するに当たっては、その手法に工夫が必要な状況となっている。

以上のような状況を踏まえ、今回の評価に当たっては、次の手法を用いることとした。

#### (1) 意識等調査の実施

自然再生推進政策の効果の発現状況を測る手段として、地方公共団体、環境保全活動を行っているNPO法人（NPO法人のうち定款に環境の保全を図る活動を行うことを定めているものをいう。以下同じ。）、住民等を対象とした意識等調査を実施し、法の制定（平成14年）を契機として、国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、地域住民など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように変化し、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかについて把握した。また、自然再生事業数、法定協議会及び法定外協議会の設置数、自然再生活動を行っているNPO法人（環境保全活動を行っているNPO法人のうち意識等調査において自然再生活動を行っていると回答があったものをいう。以下同じ。）の設置数、自然環境学習の実施回数などを指標とし、その数値について、法制定前と法制定後の状況を比較・分析した。

評価に当たって実施した意識等調査の種類及び対象者は、図表1のとおりである。

図表1 意識等調査の種類及び対象者等

意識等調査の名称	調査対象	対象数 (団体 ・人)	回答数 (団体 ・人)	回収率 (%)	備考
① 自然再生の推進に関する都道府県の意識等調査について	都道府県	47	47	100.0	
② 自然再生の推進に関する市町村の意識等調査について	市町村	1,827	1,023	56.0	対象数は、平成19年3月末現在
③ 自然再生の推進に関するNPO法人の意識等調査について	環境保全活動を行っているNPO法人	7,752	1,457	18.8	対象数は、平成18年10月現在
④ 自然再生の推進に関する協議会事務局の意識等調査について	法定協議会及び法定外協議会の事務局	—	27	—	
⑤ 自然再生の推進に関する住民等の意識等調査について	法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等	1,096	308	28.1	

- (注) 1 ④の自然再生の推進に関する意識等調査の対象とした協議会事務局は、①から③までの意識等調査において把握したものである。  
 2 住民等とは、法定協議会又は法定外協議会に個人で参加している地域住民、地権者、自然環境専門家をいう。  
 3 回収率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

## (2) 実地調査の実施

法定協議会及び法定外協議会に参加している国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、自然環境専門家、地域住民を対象として、次の観点から実地調査を行い、法のスキームが自然再生を推進するに当たって有効な手段となっているかについて把握・分析した。

ア 現在設置されている法定協議会の設置・運営状況及び法に基づく自然再生事業の実施状況を把握し、法定協議会の設置経緯・運営及び事業の実施状況が、法及び基本方針の趣旨・理念に沿ったものとなっているかを把握・分析した。

イ 法定協議会の運営状況を把握し、法定協議会の運営が効果的・効率的に行われているかを把握・分析した。

なお、評価に当たっては、多様な主体が参加し自然再生事業を実施することを目的として設置された法定外協議会を選定し、法定協議会と運営状況を比較することにより、法定協議会の運営方法が効果的・効率的なものとなっているかを分析した。

ウ 法及び基本方針に定められた関係行政機関の施策が総合的に推進され効果的なものとなっているかを把握するため、自然再生推進会議、自然再生推

進法の施行に伴う関係省庁出先機関との連携を図る会議（以下「地方ブロック会議」という。）及び自然再生専門家会議の開催状況を把握した。

また、国が実施者からの相談に応じるために設置した相談窓口の利用状況、法定協議会及び法定外協議会に対する財政上の措置等の支援状況を把握し、国及び地方公共団体における自然再生推進のための各種施策が効果的なものとなっているかを分析した。

なお、評価に当たり、実地調査の対象とした協議会は、図表2のとおりである。

図表2 評価に当たって実地調査の対象とした協議会

区分	対象数	対象の選定等
法定協議会	19	平成18年12月1日現在設置されているすべての法定協議会を対象とした。なお、調査途上において、1法定協議会が解散し、平成19年3月末現在18協議会となっている。
法定外協議会	24	本省調査及び全都道府県の実地調査において把握した法定外協議会のうち、地域的バランス等を勘案し対象を選定した。
計	43	—

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

##### (1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成18年7月18日（水）：政策評価計画
- ② 平成19年7月20日（金）：調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公表している。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/dokuritu\\_n/hyoukaiinkai.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html))

##### (2) 「自然再生の推進に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成18年6月に発足させ、政策評価計画の検討及び政策効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3回開催）。

## 5 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報

当省が実施した調査（意識等調査を含む。）の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- (1) 環境省、農林水産省及び国土交通省のホームページ
- (2) 調査対象とした法定協議会及び法定外協議会のホームページ

## 第2 政策の概要

### 1 政策の背景事情等

「地球の世紀」たる 21 世紀において、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から「持続可能な簡素で質を重視する」社会への転換を図り、地球と共生する『環の国』日本を実現するため、平成 13 年 3 月から総理主宰の下、有識者をメンバーとする「21 世紀『環の国』づくり会議」が開催され、同会議において、我が国の自然生態系を健全なものによみがえらせていくためには、環境の視点から、事業の実施に当たって順応的管理の手法を取り入れ積極的に自然を再生する公共事業、すなわち、「自然再生型公共事業」の推進が必要と提言された。

また、平成 14 年 3 月、地球規模で深刻な影響を与える環境問題に対応するため開催された「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、「生物多様性国家戦略」が決定され、生物多様性の危機の現状、社会経済状況や国民意識の変化を踏まえて、今後、重点を置くべき施策の方向として、「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」の三つの方向が示された。

この中で、「自然再生」は、①自然の回復力、自然自らの再生プロセスを人間が手助けする形で再生、修復することとされ、②過去の姿に学びつつ、科学的知見に基づく情報を地域の関係者が共有し、社会的に合意を形成した上で再生、修復することとされ、③順応的管理の考え方を取り入れ、的確なモニタリングと事業内容の柔軟な見直しを行いつつ実施することとされた。また、こうした取組の端緒として、関係省庁が連携し多様な主体の参加・協力を得て自然再生事業を開始することとされた。

こうした状況を踏まえ、自然再生推進法案が衆議院議員提出法案として第 154 回通常国会に提出され、平成 14 年 12 月に成立し、15 年 1 月施行された。

平成 15 年 4 月には、法に基づき、基本方針が閣議決定された。

基本方針においては、現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっていることから、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境をよみがえらせることが必要となっているとしている。

## 2 施策の概要

自然再生事業は、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきとされており、法においては、ボトムアップの考え方に基づいた枠組みが採用されている。法の基本理念において、「自然再生は関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。」とされている。自然再生は、地域に密着して活動する住民、NPO法人、地方公共団体等が中心となって、長期にわたって継続的に取り組むことにより初めて実現するものである。法において、「国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。」とされており、国等が実施することとされている支援・措置は、次のとおりである。

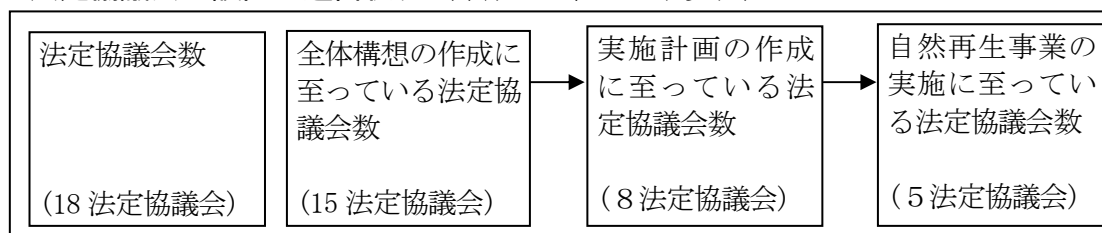
- (1) 主務大臣は、実施者からの相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする（法第11条）。
- (2) 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする（法第12条）。
- (3) 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進ちょく状況を公表しなければならない（法第13条）。
- (4) 国及び地方公共団体は、自然再生に関するその他の措置として、次の措置を講ずるものとされている。
  - ① 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする（法第15条）。
  - ② 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする（法第16条第1項）。
  - ③ 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする（法第16条第2項）。
  - ④ 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする（法第16条第3項）。
  - ⑤ 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする（法第16条第4項）。



また、法第 17 条第 1 項において、「政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。」とされ、同条第 2 項において、「環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聞くものとする。」とされている。

法定協議会は、全国で当初（平成 18 年 12 月 1 日現在）19 協議会であったが、調査途上において、全体構想を検討していた 1 協議会が解散したことから、下図のとおり、平成 19 年 3 月末現在、設置されている法定協議会は全国で 18 協議会となっている（以下、「19 法定協議会」という場合は、平成 18 年 12 月 1 日現在の全法定協議会を表し、「18 法定協議会」という場合は、平成 19 年 3 月末現在の全法定協議会を表す。）。

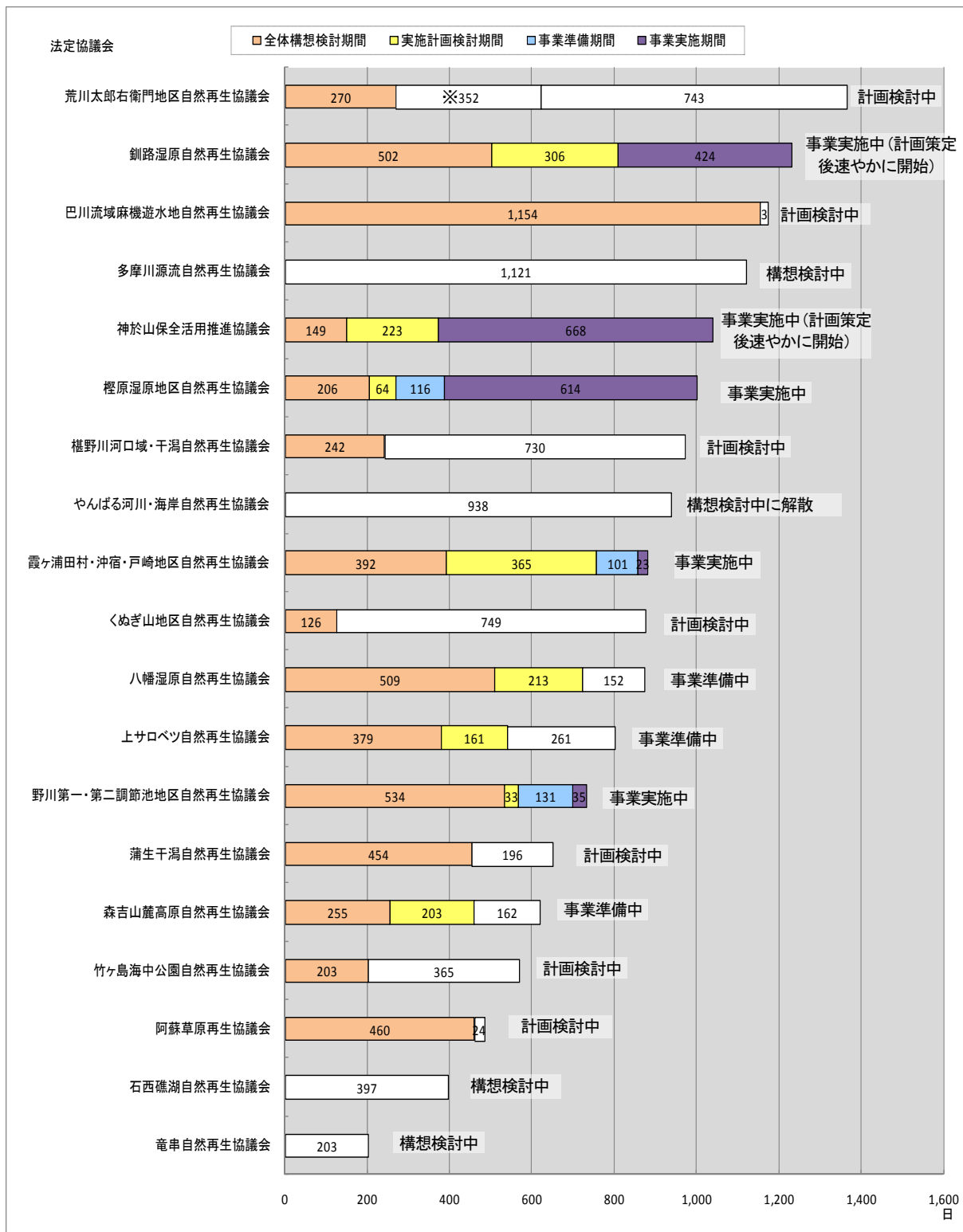
#### ○ 法定協議会の設置・運営状況（平成 19 年 3 月末現在）



- (注) 1 全体構想は、基本方針に即して、①自然再生の対象となる区域、②自然再生の目標、③法定協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、④その他自然再生の推進に必要な事項を定めるものである(法第 8 条第 3 項)。
- 2 実施計画は、①実施者の名称又は氏名及び実施者の属する法定協議会の名称、②自然再生事業の対象となる区域及びその内容、③自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、④その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めるものである(法第 9 条第 2 項)。

法定協議会別の協議会設置から全体構想・実施計画の作成、自然再生事業の実施までに要した期間（日数）は、図表 3 のとおりである。

図表3 協議会設置から全体構想・実施計画の作成、自然再生事業の実施までに要した期間（平成19年3月末現在）  
（単位：日）



(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 各段階が終了していない協議会は、協議会設置から平成19年3月31日までの所要日数を計上した。なお、白色は、検討中のものを示す。  
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。  
 4 「やんばる河川・海岸自然再生協議会」は、調査途上である平成19年1月20日に解散したため、協議会設置から解散までの日数を計上した。

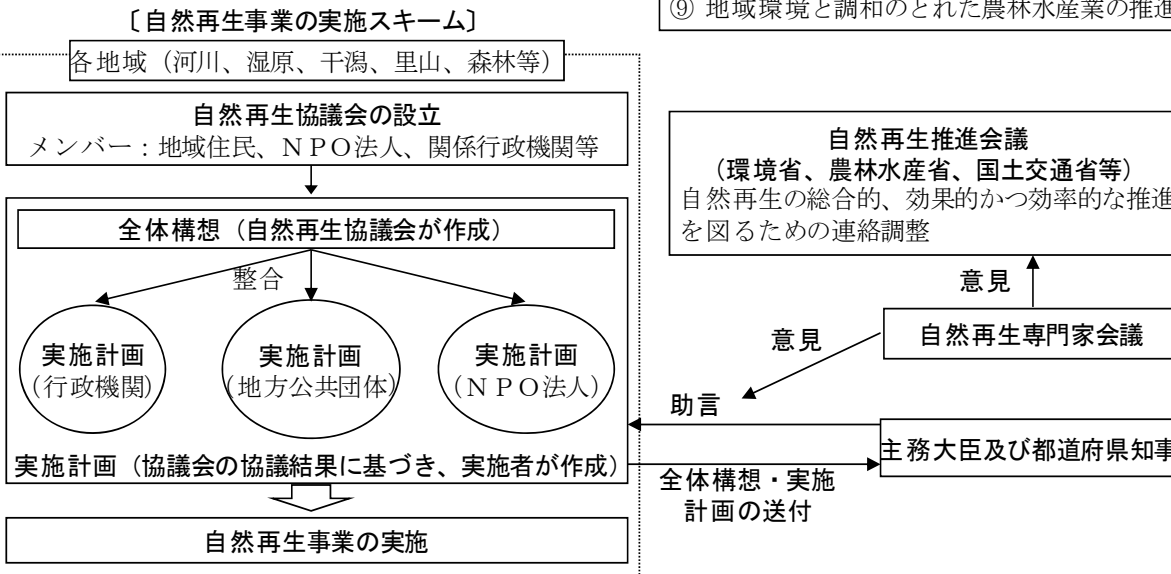
なお、自然再生推進政策の体系は、次のとおりである。

### 自然再生推進政策の体系

評価の対象とする政策	自然再生推進法及び基本方針に基づく自然再生の推進のための政策
対象とする政策の目的	生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与すること

<b>自然再生推進法（平成15年1月施行）</b>	
<b>【基本理念】</b>	
① 自然再生は、上記政策の目的を旨として適切に実施	
② 自然再生は、地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組み実施	
③ 自然再生は、地域の自然環境の特性等を踏まえ、科学的知見に基づいて実施	
④ 自然再生事業は、事業の着手後においても状況を監視し、科学的な評価を加え、事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施	
⑤ 自然再生事業が自然環境学習の場として活用されるよう配慮	
<b>【実施者等の責務等】</b>	
○ 国・地方公共団体は、自然再生事業に必要な協力をするよう努める	
○ 自然再生事業の実施者は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組む	
○ 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施	

<p><b>基本方針（平成15年4月閣議決定）</b></p> <p><b>【三つの視点】</b></p> <p>① 地域に固有の生物多様性の確保を通じた自然との共生</p> <p>② 地域の多様な主体の参加・連携</p> <p>③ 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組</p>	<p><b>国・地方公共団体の支援・取組</b></p> <p>① 相談体制の整備</p> <p>② 許認可等の配慮</p> <p>③ 自然再生事業の進捗状況の公表</p> <p>④ 財政上の措置等</p> <p>⑤ 自然環境学習の振興</p> <p>⑥ 広報活動の充実</p> <p>⑦ 情報提供</p> <p>⑧ 科学技術の振興</p> <p>⑨ 地域環境と調和のとれた農林水産業の推進</p>
--	---



<b>政策効果の発現</b>
生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与

### 第3 政策効果の把握の結果

#### 1 自然再生推進政策の効果の発現状況

地方公共団体、環境保全活動を行っているNPO法人及び住民等を対象とした意識等調査、法定協議会及び法定外協議会に参加している地方公共団体、NPO法人を対象とした実地調査において、法の制定を契機として、国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、地域住民など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかを把握・分析した結果は、次のとおりである。

(注) 今回の評価は、平成14年に制定された法及び15年に制定された基本方針に基づく政策を評価するものであり、その評価の対象は、「法に基づく自然再生」及び「法に基づく自然再生事業」であるが、一方、自然再生事業は、法制定前である平成13年度から、国、地方公共団体及びNPO法人等において様々な形で実施されている。

このことから、自然再生推進政策の効果の発現状況の把握に当たっては、法制定前後の自然再生事業数、法定協議会及び法定外協議会の運営状況等を比較するため、法に基づく自然再生事業以外のものとして、従来から国、地方公共団体及びNPO法人等で実施されている事業の実施状況等についても把握した。

#### (1) 自然再生事業の実施状況

ア 環境省では、失われた自然を積極的に取り戻すため、平成15年度から、国立公園、国定公園及び国指定鳥獣保護区を対象区域とし、直轄事業及び補助事業として、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき、自然環境整備交付金の交付等により自然再生事業を実施しており、平成15年度から17年度までの間に実施した自然再生事業数は全国で23事業となっている。

イ 農林水産省では、平成14年度から、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）及び土地改良法（昭和24年法律第195号）等の関連する法律の制定・改正により、里地、棚田、里山、森林、藻場、干潟等の保全・創造を図るなど、自然との共生、環境との調和に配慮した施策・事業を直轄事業又は補助事業の一部として実施している。

なお、農林水産省では、自然との共生、環境との調和に配慮した事業を実施しているが、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）としての位置付けであるため、自然再生事業の実施数としては計上していない。

ウ 国土交通省では、平成14年度から、都市公園法（昭和31年法律第79号）、河川法（昭和39年法律第167号）、港湾法（昭和25年法律第218号）等に

基づく事業を通じて、湿地の再生、蛇行河川の復元、干潟・藻場の保全・再生、樹林地や里山の保全・再生など様々な自然再生に関する取組を行っている。

国土交通省では、平成 15 年度から 17 年度までの間に海域環境創造・自然再生等事業、港湾環境整備事業、直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業、自然再生緑地整備事業、緑地保全事業及び緑地環境整備総合支援事業を、それぞれ直轄事業又は補助事業として実施しており、その事業数は 225 事業（注）となっている。

（注）直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業については、事業の一部で自然再生事業を実施しているため事業数は不明なことから計上していない。

エ 各都道府県を対象として、域内で実施している自然再生事業を調査した結果、平成 15 年度から 17 年度までの間に、都道府県又は市町村の単独事業、都道府県又は市町村の補助事業により実施された自然再生事業数は 105 事業となっている。

オ 以上のことから、平成 15 年度から 17 年度までの間に、国、都道府県及び市町村が実施した自然再生事業数は 353 事業以上となっている。

## **(2) 法定協議会及び法定外協議会の設置状況**

地方公共団体、環境保全活動を行っている NPO 法人を対象とした意識等調査並びに法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査において、調査対象とした各機関・団体が把握している自然再生を目的として多様な主体が参加している協議会の設置状況について調査した結果、全国で 87 協議会が設置されていた。

この 87 協議会の設置年度をみると、法制定前の平成 13 年度は全国で 8 協議会のみであったが、法制定後は毎年増加し、平成 18 年度末には 87 協議会（平成 18 年度末現在：18 法定協議会、69 法定外協議会）が設置されており、平成 13 年度から 18 年度までの 5 年間で法定協議会及び法定外協議会の設置数は法制定前の約 11 倍に増加している。

## **(3) 地方公共団体等の法定協議会又は法定外協議会への参加状況**

実地調査の対象とした 43 協議会（19 法定協議会及び 24 法定外協議会）への地方公共団体等の参加状況をみると、①調査対象とした 43 協議会のうち、都道府県が参加している協議会は 37 協議会（86.0%）、②市町村が参加している協議会は 41 協議会（95.3%）、③NPO 法人等が参加している協議会は 34 協議会（79.1%）となっている。

図表4 地方公共団体、NPO法人等の協議会への参加状況(平成18年12月1日現在)  
(単位:協議会、%)

区分	機関等 協議会数	地方公共団体		NPO法人等
		都道府県	市町村	
法定協議会	19	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)
法定外協議会	24	18( 75.0)	22( 91.7)	15( 62.5)
計	43	37( 86.0)	41( 95.3)	34( 79.1)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、協議会数に対する都道府県等の参加の割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。  
 3 「NPO法人等」には、法人格を有しないで、営利を目的としない団体を含む。以下同じ。

47 都道府県、1,827 市町村及び7,752 の環境保全活動を行っているNPO法人を対象に当省が実施した意識等調査の結果をみると、①域内に協議会が設置されていると回答があった都道府県は24 都道府県みられ、このうち、域内に設置された協議会に参加している都道府県は23 都道府県(95.8%)、②意識等調査の回答があった1,023 市町村のうち、域内に協議会が設置されている市町村は49 市町村みられ、このうち、域内に設置された協議会に参加している市町村は46 市町村(93.9%)、③意識等調査の回答があった1,457 の環境保全活動を行っているNPO法人のうち、活動域内に協議会が設置されているNPO法人は78 法人みられ、このうち、活動域内に設置された協議会に参加しているNPO法人は26 法人(33.3%)となっている。

また、法定協議会及び法定外協議会に参加している都道府県、市町村、自然再生活動を行っているNPO法人及び住民等(407 団体・人)の協議会への参加の契機をみると、法の制定を契機として参加したものが183 団体・人(45.0%)みられる。

#### (4) 自然再生活動を行っているNPO法人の設置状況

環境保全活動を行っているNPO法人(平成18年10月現在:7,752 法人)を対象として当省が実施した意識等調査の結果、1,457NPO法人から回答が得られ、このうち、自然再生活動を行っているNPO法人は774 法人(53.1%)みられた。自然再生活動を行っている774NPO法人のうち、設置時期について回答があった753NPO法人の設置状況をみると、法制定前の平成13年度に設置されていた法人は195 法人であったが、法制定後の18年度には753 法人が設置されており、法制定前の約4倍に増加している。

#### (5) 自然環境学習の実施状況

法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査結果をみると、平成 13 年度から 17 年度までにそれぞれの協議会が実施した自然環境学習の実施回数や参加人数を把握している協議会は 43 協議会のうち 17 協議会みられ、この 17 協議会が自然再生対象区域において実施した自然環境学習の実施回数は、法制定前（平成 13 年度）の 58 回が 17 年度には 143 回となり、参加人数は、同じく 3,276 人が 4,759 人となっており、実施回数は約 2.5 倍、参加人数は約 1.5 倍に増加している。

#### (6) 自然再生の実施に伴う地域活性化への効果

法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査結果をみると、調査対象とした法定協議会及び法定外協議会の中には、自然再生の取組に併せて、地域を活性化するという目標を掲げ、①自然再生活動に地域や市民の参加を促し、地域のネットワークを作る取組を行っているもの、②環境創造型農業など地域の環境と調和の取れた農林水産業の推進により農産物のブランド化を図っているもの、③里山の整備等により観光客等が増加し観光資源として当該地域を活用しているものがみられるなど、自然再生を実施することにより地域活性化への効果が現われている状況がみられる。

#### (7) 法定協議会における自然再生事業の進ちょく状況

18法定協議会の事業の進ちょく状況をみると、①全体構想を作成しているものは15協議会（83.3%）、②全体構想に基づき実施計画を作成しているものは8協議会（44.4%）、③実施計画に基づき自然再生事業を実施しているものは5協議会（27.8%）となっている。

#### (8) 法制度の周知状況

法定外協議会に参加している都道府県、市町村及びNPO法人に対する実地調査結果をみると、①法定外協議会に参加している都道府県（関係部局・出先機関）は14都道府県（23部局・機関）みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは13都道府県（20部局・機関）（87.0%）、②法定外協議会に参加している市町村は22市町村（出先機関を含む。）みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは15市町（出先機関を含む。）（68.2%）、③法定外協議会に参加しているNPO法人は6NPO法人みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは5法人（83.3%）となっている。

なお、法定外協議会に参加している地方公共団体においては、①法制度の内容を十分承知しておらず、国は自然再生に関する情報を市町村まで届くようにしてほしい、②地方公共団体に対して自然再生の必要性を認識させるための施

策を講じてほしいなどの意見がみられる。

一方、自然再生活動を行うNPO法人、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等を対象として当省が実施した意識等調査の結果をみると、国が実施者からの相談に応じるため地方出先機関に相談窓口を設置していることを承知しているNPO法人、住民等は35.9%となっている。

## 2 自然再生推進政策の現況

### (1) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状

法に基づく自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人、自然環境専門家等の地域の多様な主体が参加・連携し、自主的かつ積極的に取り組んで実施し、地域住民、NPO法人などが主導で行われるべきものとされている。

また、法に基づく自然再生事業は、従来からの公共事業の延長として行われるものではなく、すべての事業において、工事等を行うことを前提としない自然の回復力に任せることにより自然再生を行う方法も十分考慮することとされている。

法定協議会を対象とした実地調査において、法定協議会の設置・運営及び法に基づく自然再生事業の実施状況について現状を把握した結果は、次のとおりである。

#### ア 法定協議会設置の経緯

19法定協議会の設置の発意状況をみると、一部の法定協議会においてはNPO法人等から法定協議会設置の働きかけがあったものがみられたものの、すべての法定協議会において、国の行政機関又は地方公共団体が法定協議会設置の発意を行っており、地域住民やNPO法人等が独自に発意し設置された法定協議会はみられない。

#### イ 法定協議会の運営状況

19法定協議会の運営状況をみると、一部の法定協議会においてNPO法人等が事務局を国の行政機関又は地方公共団体と共同で運営しているものがみられるものの、すべての法定協議会において、国の行政機関又は地方公共団体が法定協議会の事務局を運営している。

また、法定協議会の運営費の負担状況をみると、19協議会のうち18協議会(94.7%)において、国の行政機関又は地方公共団体がすべて負担しており、1協議会では、協議会参加者である国の行政機関、地方公共団体、自然環境専門家、NPO法人、地域住民が分担して運営費を負担している。



## ウ 法定協議会における法に基づく自然再生事業の現状

法定協議会において、法に基づく自然再生事業を実施している協議会は5協議会となっており、この5協議会では9事業（平成19年3月末現在）が実施されている。

これら9事業をみると、1法定協議会においてNPO法人が実施者となって法に基づく自然再生事業を実施しているもの（1事業）がみられるものの、それ以外の事業は、国の行政機関又は地方公共団体が実施者となって、個別法に基づく国の直轄事業、補助事業等の公共事業として自然再生事業を実施している状況がみられる。

## (2) 法定協議会の運営状況

### ア 多様な主体の参加及び参加者の選定方法等

法に基づく自然再生事業の実施に当たっては、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人、自然環境専門家等地域の多様な主体が参加・連携し、自主的かつ積極的に取り組むことが重要とされており、また、事業を円滑に推進するため、土地の所有者等関係者についても参加を得ることが重要とされている。

また、法定協議会の組織化に当たっては、協議会に参加しようとする者に対して、幅広くかつ公平な参加の機会を確保することとされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、法定協議会及び法定外協議会における多様な主体の参加状況及び参加者の選定方法を把握するとともに、参加者の選定方法と事業の進ちょく状況を比較・分析した結果は、次のとおりである。

### (ア) 多様な主体の参加状況

法定協議会における多様な主体の参加状況をみると、すべての法定協議会に関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人及び自然環境専門家など多様な主体が参加している。

しかしながら、法定協議会の中には、協議会設置時から参加していた土地の所有者が、協議会において協議が一向に進展しないことなどから脱退し協議会がとんざした例がみられる。

### (イ) 参加者の選定方法

a 法定協議会及び法定外協議会では、国又は地方公共団体が事務局となって、地域住民、NPO法人などの参加者を選定している。

法定協議会及び法定外協議会における参加者の選定方法をみると、法定協議会では、幅広く公平な参加の機会を確保するため、地域住民

等を公募している協議会が19協議会のうち18協議会（94.7%）みられ、自然再生の実施に当たって必要と考えられる地域住民等を選考している協議会が1協議会（5.3%）みられる。

一方、法定外協議会では、自然再生の実施に当たって参加が必要と考えられる地域住民等を選考している協議会が24協議会のうち18協議会（75.0%）、地域住民等を公募している協議会はみられない。また、地域住民等が参加していない協議会が6協議会（25.0%）みられる。

（注）本調査においては、協議会における参加者の選定方法を、①公募（関係地方公共団体、自然環境専門家、NPO法人など一部の参加者を選考した上で、地域住民等を公募し、応募者を原則、全員参加させているものをいう。）と、②選考（自然再生の実施に当たって必要と考えられる地域住民を選考しているものをいう。）に分類し分析を行った。

b 法定協議会における参加者の選定方法と事業の進ちよく状況をみると、協議会参加者を公募している協議会は、協議会設置から全体構想の作成に至るまでに平均406日、協議会設置から実施計画の作成までに平均589日を要している。

一方、法定協議会の参加者を選考している協議会では、協議会設置から全体構想の作成に至るまでに149日を要し、協議会設置から実施計画の作成までに372日を要している。

c 19法定協議会のうち、協議会参加者を公募している協議会は18協議会みられ、このうち、全体構想の作成に至っていない協議会は4協議会となっている。この4協議会の中には、協議会設置から2年（注）以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていない協議会が2協議会みられる。

また、協議会参加者を公募している18協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会は7協議会みられ、7協議会の中には、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が4協議会みられるなど、事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

（注）自然再生事業を実施している法定協議会及び法定外協議会の協議会設置から事業実施までに要した期間の平均日数が834日（約2年）となっていることから、分析に当たっては2年を目安とした。以下同じ。

図表5 参加者の選定方法別にみた法定協議会における全体構想・実施計画の作成状況(平成19年3月末現在) (単位:協議会)

区 分	協議会数	全体構想の作成に至っている協議会			全体構想の作成に至っていない協議会
			実施計画の作成に至っている協議会	実施計画の作成に至っていない協議会	
参加者を公募している協議会	18	14	7	7(4)	4(2)
参加者を選考している協議会	1	1	1	0	0
合計	19	15	8	7(4)	4(2)

(注) ( ) 内は、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず、全体構想又は実施計画の作成に至っていない協議会数を示す。

d 一部の法定協議会では、協議会の参加者を公募することにより多様な主体が多数参加し、合意形成が困難となる傾向があることから、その対策として、①事前に参加者の活動内容を例示し募集している、②事前に地域で参加が必要と考えられる参加者を選考した上で他の参加者の公募を行っている、③参加人数が多数となる場合には抽選を行うなど、参加者の募集に当たって工夫している例がみられた。

#### (ウ) 協議会の参加人数

a 法定協議会及び法定外協議会の参加人数をみると、法定協議会では、19 法定協議会のうち、50 人以上が参加している協議会が 12 協議会 (63.2%) みられ、法定外協議会では、23 法定外協議会 (調査対象とした 24 協議会のうち参加者を固定していない1 協議会を除く。) のうち、参加人数が 25 人未満の協議会が 20 協議会 (87.0%) みられるなど、法定協議会の参加人数が多くなる傾向がみられる。

b 法定協議会の参加人数と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、①参加人数が 50 人から 74 人までの協議会は平均 495 日を要しているのに対し、②参加人数が 25 人から 49 人までの協議会は平均 304 日となっている。

また、法定協議会の参加人数と協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、①参加人数が 50 人から 74 人までの協議会は平均 621 日を要しているのに対し、②参加人数が 25 人から 49 人までの協議会は平均 455 日となっている。

c 19 法定協議会のうち全体構想の作成に至っていない協議会が 4 協議会みられ、このうち、協議会設置から全体構想作成まで2年以上経過

しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものが、参加人数が50人から74人までの協議会では1協議会みられる。

また、19法定協議会のうち実施計画の作成に至っていない法定協議会が7協議会みられ、このうち、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていないものが、参加人数が50人から74人までの協議会では3協議会、参加人数が75人から99人までの協議会では1協議会みられる。

図表6 参加人数別にみた法定協議会における全体構想・実施計画の作成状況(平成19年3月末現在) (単位：協議会)

区 分	協議会数	全体構想の作成に至っている協議会			全体構想の作成に至っていない協議会
		実施計画の作成に至っている協議会	実施計画の作成に至っていない協議会	実施計画の作成に至っていない協議会	
25人未満	1	1	1	0	0
25人～49人	6	5	3	2	1(1)
50人～74人	8	6	3	3(3)	2(1)
75人～99人	2	1	0	1(1)	1
100人以上	2	2	1	1	0
合計	19	15	8	7(4)	4(2)

(注) ( )内は、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず、全体構想又は実施計画の作成に至っていない協議会数を示す。

d 参加者を公募している法定協議会においては、参加者を公募し、これに応募があった者全員を協議会に参加させていることから、①協議会の自然再生活動等に対して反対意見を持つ者が参加する、②参加人数が多数となる、③自然再生の対象区域に関係がない者が多数参加するなど、多様な主体が多数参加することにより、合意形成に長期間を要し事業が進ちよくしないとの意見もみられる。

## イ 協議会における合意形成の方法

基本方針において、法定協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ることとされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、法定協議会及び法定外協議会における合意形成の方法を把握するとともに、法定協議会における合意形成の方法と事業の進ちよく状況を分析した結果は、次のとおりである。

(ア) 法定協議会及び法定外協議会が採用している合意形成の方法をみると、19法定協議会のうち、①全員一致としているものが15協議会(78.9%)、

②多数決としているものが4協議会(21.1%)みられる。

一方、24法定外協議会のうち、①全員一致としているものが13協議会(54.2%)、②多数決としているものが1協議会(4.2%)、③協議会としての意思決定を会長に一任しているなどとしているものが10協議会(41.7%)となっており、法定協議会及び法定外協議会ともに合意形成の方法を全員一致とする傾向がみられるものの、法定協議会は法定外協議会に比べて、その割合が高くなっている。

(イ) 法定協議会における合意形成の方法と協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、①全員一致としている協議会は平均416日、②多数決としている協議会は平均316日を要しており、全員一致としている協議会は多数決としている協議会に比べ長期間を要している。

また、法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、①全員一致としている協議会は平均593日、②多数決としている協議会は平均470日を要しており、全員一致としている協議会は多数決としている協議会に比べ長期間を要している。

(ウ) 19法定協議会のうち、全員一致としている協議会は15協議会みられ、このうち、全体構想の作成に至っていない協議会が4協議会みられる。この4協議会の中には、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものが2協議会みられる。

一方、多数決としている法定協議会では、全体構想の作成に至っていない協議会はみられない。

図表7 合意形成の方法別にみた法定協議会における全体構想・実施計画の作成状況(平成19年3月末現在) (単位:協議会)

区分	協議会数	全体構想の作成に至っている協議会		全体構想の作成に至っていない協議会
		実施計画の作成に至っている協議会	実施計画の作成に至っていない協議会	
全員一致としている協議会	15	11	6	5(3)
多数決としている協議会	4	4	2	2(1)
合計	19	15	8	7(4)

(注) ( )内は、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず、全体構想又は実施計画の作成に至っていない協議会数を示す。

(エ) 法定協議会の中には、全体構想における自然再生対象区域等の検討に当たって、協議会における合意形成の方法は全員一致が望ましいとして全員一致を目指していたが、全員の意見が一致しなかったことから法定協議会が解散した例がみられる。

(オ) 法定協議会の中には、協議会の運営を円滑にするための工夫として、会議のルールを設けているもの、協議のスケジュールを設定しているもの、学び合いの機会を設けているもの、ワークショップを活用しているもの、ファシリテーター(注)を活用しているものなどの例がみられる。

(注) ファシリテーター 【英語】 Facilitator

「行動やある過程を容易に促進する」という意味の facilitate から転じた言葉であり、あることを容易にするために、問題を議論する過程において進行役や引出し役となる人のことを指す。単なる進行役でも、権威的な教師・指導者でもない。参加者と水平的位置にありながら、参加者の主体性(意欲・知識・経験等)を上手に引出し、コミュニケーションを円滑に促進していく役割を担う。(出典：国立環境研究所ホームページ)

#### ウ 法定協議会及び法定外協議会のメリット・デメリット

今回、法定協議会及び法定外協議会の参加者を対象とした実地調査において、法定協議会及び法定外協議会のメリット・デメリットに関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

(ア) 法定協議会のメリットとして、「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げるものが 33.3%、「法に基づく協議会として位置付けされること」を挙げるものが 16.0%みられた。

一方、デメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げるものが 39.3%みられた。

(イ) 法定外協議会のメリットとして、「法定協議会に比べて国への手続や事業実施に当たっての制約がないこと」を挙げるもの、「法定協議会に比べて必要最小限の参加者で意見がまとまりやすいこと」を挙げるものがそれぞれ 16.7%みられた。

一方、デメリットとして、「多様な意見により合意形成が困難となること」を挙げるものが 11.4%みられた。

(ウ) 法定協議会に参加している国及び地方公共団体の意見をみると、「法定協議会のメリットはない」とするものが60機関のうち10機関(16.7%)みられるが、法定協議会に参加しているNPO法人、地域住民等の意見をみると、「法定協議会のメリットはない」とする意見はみられず、国及び地方公共団体とNPO法人、地域住民等との意見に相違がみられた。

- (エ) 調査対象とした24法定外協議会から、今後、法定協議会に移行する予定を調査したところ、「法定協議会に移行する予定がない」とする協議会が23協議会（95.8%）、「未定」とする協議会が1協議会（4.2%）みられ、移行する予定がないとする理由として、「現状のままで問題がない」とする協議会が21.2%、「法定協議会に移行するメリットがない・分からない」とする協議会が15.2%、「法に縛られたくない、国の関与を受けたくない」とする協議会が12.1%みられた。

## エ 科学的知見の活用状況

### (7) 自然再生の目標設定状況

法定協議会は、全体構想において、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的な目標を設定することとされている。

自然再生事業の目標の設定については、事業実施後のモニタリングにおいて、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証を行うに当たって、達成すべき水準が具体的に特定されたものであることが重要と考えられる。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、法定協議会及び法定外協議会における目標の設定状況を把握するとともに、設定された目標と事業の進捗よく状況を分析した結果は、次のとおりである。

- a 19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会における目標の設定状況をみると、すべての協議会において事前調査等を実施し、その結果を基に目標が設定されている。

しかしながら、全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、①昭和 30 年代の森林生態系を再生することや、特定の生物の生存や再定着を目標とするなど、達成すべき水準を具体的に特定している協議会は 8 協議会（53.3%）、②豊かな緑と生物多様性を維持することを目標とするなど、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会が 7 協議会（46.7%）みられ、この 7 協議会では、事業実施後のモニタリング等に当たって全体構想において設定された目標からは、その目標の達成度合いを測定することができるものとなっていない。

達成すべき水準を具体的に特定していない法定協議会においては、その理由として、①目標を特定するための科学的知見が確立されていない、②過去の環境に関するデータが不足しているため、具体的な数値目標を設定することは困難であるなどの意見がみられた。

b 法定協議会の目標の特定の有無と事業の進ちよく状況を比較した結果、①達成すべき水準を具体的に特定している協議会は、全体構想作成から実施計画作成までに平均 155 日を要し、②達成すべき水準を具体的に特定していない協議会は、全体構想作成から実施計画作成まで平均 264 日を要しており、達成すべき水準を具体的に特定している協議会は、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会に比べ事業が進ちよくしている傾向がみられる。

なお、19 法定協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会は 7 協議会みられ、このうち、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会は 4 協議会みられる。この 4 協議会の中には、全体構想作成から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 2 協議会みられる。

図表 8 目標の設定状況別にみた法定協議会における全体構想・実施計画の作成状況  
(平成 19 年 3 月末現在) (単位：協議会)

区 分	全体構想の作成に至っている協議会数		
		実施計画の作成に至っている協議会	実施計画の作成に至っていない協議会
達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している	8	5	3(1)
達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない	7	3	4(2)
合計	15	8	7(3)

(注) ( ) 内は、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず、実施計画の作成に至っていない協議会数を示す。

c 19 法定協議会の中には、自然再生の目標に併せて、自然再生対象区域を農畜産業を中心とする地域の生産活動の資源として利用するなど農林水産業の振興につながる目標を設定している協議会がみられる。

また、調査対象とした 24 法定外協議会の中には、自然再生の目標として、コウノトリ野生復帰の実現を目標として設定している協議会がみられる。

これらの協議会では、具体的で分かりやすい目標を設定することにより、参加者の共通認識の下で事業がより進ちよくしている状況がみられる。



#### (イ) 自然環境専門家の知見の活用状況

法及び基本方針において、自然再生は、科学的知見に基づいて実施されなければならないとされ、法定協議会の組織化に当たっては、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、自然環境専門家の協議会への参加を確保することが特に重要とされている。

また、協議会の運営に当たって、協議会において、地域の自然環境専門家の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要とされている。

さらに、基本方針において、全体構想及び実施計画の作成に当たっては、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、自然環境専門家の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこととされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、各協議会への自然環境専門家の参加状況、法定協議会における自然環境専門家の知見の活用状況を把握した結果は、次のとおりである。

a 自然環境専門家の参加状況をみると、19 法定協議会のすべてで科学的知見に基づく自然再生事業を実施するために自然環境専門家が参加している。また、調査対象とした 24 法定外協議会のうち、自然環境専門家が参加している協議会は 19 協議会 (79.2%) となっている。

b 19 法定協議会のうち、科学的知見に基づく専門的な協議の実施に当たって自然環境専門家の知見を十分に活用するため、協議会に自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は 7 協議会 (36.8%)、このような分科会等を設置していない協議会は 11 協議会 (57.9%)、その他が 1 協議会 (5.3%) となっている。

自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない法定協議会においては、自然環境専門家と地域住民とが同じ委員として同一の立場で協議を行っていることから、自然環境専門家からは、協議会における科学的知見に基づく意見が協議に反映されないなどの意見がみられ、一方、地域住民からは、協議内容が専門的過ぎて分からないなどの意見がみられる。

c 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は平均 299 日、このような分科会等を設置していない協議会は平均 434 日を要しており、自然環境

専門家を中心とした分科会等を設置している協議会はこのような分科会等を設置していない協議会に比べ事業が進ちよくしている傾向がみられる。

また、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は平均 423 日、このような分科会等を設置していない協議会は平均 645 日を要しており、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会はこのような分科会等を設置していない協議会に比べ事業が進ちよくしている傾向がみられる。

- d 19 法定協議会のうち、全体構想の作成に至っていない協議会は 4 協議会みられ、このうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会が 2 協議会みられ、この 2 協議会では、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていない。

また、19 法定協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会は 7 協議会みられ、このうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会が 4 協議会みられる。この 4 協議会の中には、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 3 協議会みられる。

図表 9 自然環境専門家を中心とした分科会等の有無別にみた法定協議会における全体構想・実施計画の作成状況(平成 19 年 3 月末現在) (単位：協議会)

区 分	協議会数	全体構想の作成に至っている協議会			全体構想の作成に至っていない協議会
		実施計画の作成に至っている協議会	実施計画の作成に至っていない協議会		
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置あり	7	5	3	2	2
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置なし	11	9	5	4(3)	2(2)
その他	1	1	0	1(1)	0
合計	19	15	8	7(4)	4(2)

(注) 1 ( ) 内は、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず、全体構想又は実施計画の作成に至っていない協議会数を示す。  
2 「その他」の 1 法定協議会は、全体構想の作成後、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している。

### (3) 国及び地方公共団体による各種支援の実施状況

#### ア 各種会議の運営状況

##### (7) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議の開催状況

法第17条第1項に基づき、政府は、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、環境省、農林水産省及び国土交通省（以下「主務省」という。）並びに文部科学省の関係局長等を構成員として自然再生推進会議（以下「推進会議」という。）を平成15年度に設置し、原則、毎年度1回開催することとしている。

また、主務省は、主務省の地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携して自然再生を推進するため、平成15年度から全国8地区において地方ブロック会議を開催し、主務省の地方出先機関が持ち回りで事務局を担当し、地区ごとに毎年度1回開催することとしている。

今回、自然再生の推進のために設置された推進会議及び地方ブロック会議の開催状況を把握した結果は、次のとおりである。

##### a 自然再生推進会議の開催状況

推進会議の開催状況をみると、推進会議は、平成15年度及び17年度には開催されているものの、16年度及び18年度は開催されていない。

また、会議内容をみると、平成15年度には、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せを行うなど一定の成果はみられる。

しかし、平成14年12月3日に開催された参議院環境委員会において、環境省は、国が主体的に事業実施に関与する場合には、推進会議の場も活用して関係省庁間の連絡を図るとしているものの、具体的な連絡調整は、平成17年度に開催された推進会議において、釧路湿原自然再生事業における連携の取組について行われたのみとなっている。

##### b 地方ブロック会議の開催状況

地方ブロック会議の開催状況をみると、8ブロック会議のうち2ブロック会議では、平成17年度は、事務局を担当する機関が多忙であったことや、年度末の業務多忙時期に開催を予定したため、参加者が見込めなかったなどの理由から開催していない。

また、各ブロック会議の内容をみると、各地区内で関係行政機関等が独自に実施している自然再生事業及び法に基づく自然再生事業の紹介及び情報交換等となっており、事務局を担当する機関においては、①参加機関がブロック会議開催の趣旨を認識していない、②現在のブロック

会議は、関係行政機関等が実施している事業等の紹介にとどまっており、今後、ブロック会議の有効な活用方策や位置付けを検討する必要があるとする意見がみられる。

#### (イ) 自然再生専門家会議の開催状況

法第17条第2項において、主務省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設け、推進会議が連絡調整を行うに際してその意見を聴くものとされている。

また、法第9条第6項において、主務大臣は、各法定協議会が作成した実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、当該実施計画に関し必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、主務大臣は専門家会議の意見を聴くものとしてされている。

今回、専門家会議の開催状況を把握した結果は、次のとおりである。

- a 主務省が作成した「助言に当たっての主務大臣の手続」をみると、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けた主務大臣は、当該実施計画に対する助言の実施の有無を判断した上で、①助言を実施する場合は、主務大臣が作成した助言案について専門家会議の意見を聴き、②助言を実施しない場合は、専門家会議に報告することとなっており、主務大臣が助言の実施の有無を判断するに当たって専門家会議から意見を聴く仕組みとはなっていない。
- b 専門家会議は、平成15年度に設置され、平成19年3月末までに5回開催されているが、これまで、各法定協議会の実施計画に対する主務大臣の助言実績がないことから、開催された専門家会議では、主に各法定協議会が作成した全体構想及び実施計画の報告が行われ、報告後に委員から実施計画に関する意見の聴取が行われている。主務省では、委員から聴取した意見を、議事概要及び議事録として主務省のホームページで公開することにより、専門家会議での委員の意見を実施者や関係協議会に伝えることとしているが、当省が設置した研究会のメンバーにおいては、現在の仕組みでは、発言した意見が各法定協議会の全体構想や実施計画に反映されないのではないかとの意見がみられる。
- c 専門家会議は、年1回程度開催され、それまでに送付された複数の実施計画がまとめて報告されている。このため、同会議に付議された

実施計画の中には、計画作成後、相当期間を経過し、既に自然再生事業が実施されているものもみられるなど、専門家会議における意見を各協議会の全体構想や実施計画に十分反映するものとなっていない。

## イ 国及び地方公共団体による各種支援・措置の実施状況

法第 11 条において、主務大臣は、実施者からの相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとしてされており、主務省は地方出先機関に実施者からの相談を受け付ける相談窓口を設置している。

また、国及び地方公共団体は、①自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置（法第 15 条）、②自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な支援・措置（法第 16 条第 1 項）等を講ずるものとされている。

今回、主務省（地方出先機関を含む。）に対する調査及び自然再生活動を行っている NPO 法人及び住民等に対する意識等調査の結果をみると、①国が設置した相談窓口の利用状況、②国及び地方公共団体の法定協議会及び法定外協議会に対する財政上の措置状況、③自然環境学習の推進に関する支援の実施状況を把握した結果は、次のとおりである。

### (7) 相談窓口の利用状況

- a 主務省は、実施者からの相談に応じるため 73 地方出先機関に相談窓口を設置している。この 73 地方出先機関のうち、相談窓口における受付件数を把握している 68 機関の利用状況をみると、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間に、これらの相談窓口において受け付けた相談の件数は全国で計 16 件とわずかなものとなっている。

なお、調査した主務省の地方出先機関のうち 5 機関では、相談記録等を整備していないことから、相談受付件数等が把握できていない状況もみられた。

- b 自然再生活動を行っている NPO 法人、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等に対する意識等調査の結果をみると、主務省の地方出先機関に設置された相談窓口が設置されていることを承知している NPO 法人、住民等は 35.9% となっている。

主務省の地方出先機関に相談窓口が設置されていることを知っていた NPO 法人、住民等のうち、「利用したことがある」ものは 16.1%、「利用したことがない」ものは 78.1% みられ、利用したことがない理由として、「相談したいが、窓口の連絡先が分からない」とするものが 10.6%、「相談したいが、相談結果が期待できそうにない」が 11.0% み

られた。

一方、相談窓口が設置されていることを承知していたNPO法人、住民等のうち、相談窓口を利用した者からは、「的確な対応で役に立った」とする回答が72.4%みられる。

#### (イ) 国及び地方公共団体による財政上の措置状況

国及び地方公共団体による自然再生を推進するために必要な財政上の措置状況をみると、法定協議会では、19 協議会のうち 18 協議会(94.7%)に対して措置されており、法定外協議会では 24 協議会すべてに対して措置されている。

19 法定協議会に対する財政上の措置の主な内容をみると、①自然再生事業の実施に対するもの(5 協議会(26.3%)、②全体構想の作成に当たっての事前調査等の実施に対するもの(7 協議会(36.8%)、③法定協議会の運営費に対するもの(18 協議会(94.7%))となっている。

また、法定外協議会に対しても同様に、自然再生事業や全体構想の作成に当たっての事前調査の実施等に対する財政上の措置が行われている。

#### (ウ) 自然環境学習の振興のための措置状況

- a 法第 16 条第 1 項において、国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとするとしている。

19 法定協議会のうち、国及び地方公共団体が自然環境学習に関する支援を行っている協議会は 6 協議会(31.6%)となっており、その支援の内容をみると、ワークショップの開催、ハンドブックの作成、自然観察会の資料作成等となっている。

- b 基本方針において、全体構想の対象となる区域で自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画の対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされているが、整備すべき具体的な内容は示されていない。

19 法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は 8 協議会であり、この 8 協議会において 12 の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは 9 計画(75.0%)で、残りの 3 計画(25.0%)は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

また、自然環境学習について記載がある 9 実施計画についてみると、①個々の学習の具体的な内容を記載しているものが 3 実施計画(25.0%)、②個々の学習について記載しているが、その具体的な内容

を記載していないものが3実施計画(25.0%)、③自然環境学習プログラムの整備に努めることのみを記載しているものが1実施計画(8.3%)、④環境教育の充実を図ることのみ記載しているものが2実施計画(16.7%) みられ、各実施計画において自然環境学習についての記載が区々となっている。

なお、自然環境学習についての記載がある実施計画を作成している法定協議会においても、自然環境学習を実施するための具体的な自然環境学習プログラムの整備方法が分からないとする意見がみられた。

## 第4 評価の結果及び勧告

### 1 評価の結果

当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成14年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っているNPO法人数の増加、自然環境学習の実施回数の増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。

しかしながら、①法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及びNPO法人による自然再生事業数が増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、②法に基づく自然再生事業は、1法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民やNPO法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、③法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進ちょく状況をみると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、④国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、⑤専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、⑥法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。

#### (1) 自然再生の推進政策の効果の発現状況

平成15年度から17年度までに国及び地方公共団体が実施した自然再生事業は、353事業以上となっているが、これらの事業の実施に併せて、自然再生を目的として多様な主体が参加して設置された協議会は平成19年3月末現在87協議会となっており、このうち、法定外協議会が69協議会と約8割を占める一方、法定協議会は18協議会と約2割となっている。また、法定協議会の中には、調査途上において解散した法定協議会やとんざした法定協議会がみられる。

このような状況がみられる原因として、国及び地方公共団体は、法定協議会に対し、財政上の措置を始め各種支援・措置を実施しているものの、法定協議会及び法定外協議会のどちらが実施する自然再生事業も重要と考え、両者に対し同様な支援・措置を実施することとしており、支援・措置は、実施者が自然再生事業の実施に当たって法定協議会を設置しようとするための十分なイン



センティブとなっていないことが考えられる。

また、法定協議会として設置するメリットとして、「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げる意見がみられ、NPO法人等にとって、このメリットが法定協議会への参加の誘因になっているものと考えられるが、一方、デメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより、合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げる意見が主に地方公共団体にみられるなど、関係者によっては、法定協議会のメリットとされていることが、必ずしも法定協議会の設置を促進する誘因とはなっていない状況がみられる。

法定協議会として設置するメリットは、地域の関係者の総意に基づき、効果的な自然再生事業を円滑に進めるための組織、運営となることであると考えられるが、一方では、そのために、多様な主体が多数参加することから協議、合意形成に長期間を要するなど、事業を効果的・効率的に進めるためのあい路がみられ、法定協議会の運営が容易でない状況となっていることが考えられる。

## (2) 法制度の周知状況

法定外協議会に参加している地方公共団体の中には、法制度の内容を十分に承知していない状況が認められる。

また、意識等調査の対象とした自然再生活動を行うNPO法人及び住民等の64.1%は、法に基づき、実施者からの相談に応じるための相談窓口が設置されていることを承知していない。

このような状況がみられる原因として、主務省は、当該省のホームページにおいて自然再生事業の進捗よく状況を毎年公表するとともに、自然再生に関するパンフレット等の作成・配布等を行っているが、地方公共団体に対する法制度・仕組みの周知方法や、自然再生の主体となるべき地域住民、自然再生活動を行っている地域のNPO法人に対する自然再生に係る普及啓発活動が十分でないことが挙げられ、工夫が必要となっているものと考えられる。

## (3) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状

法定協議会は、法定協議会設置の発意から協議会の運営に至るまで、国又は地方公共団体の主導により自然再生事業が実施されており、法が想定している地域の多様な主体のうち、地域住民、NPO法人等の主導により自然再生事業が実施されている状況はほとんどみられない。

また、現在、実施されている法に基づく自然再生事業は、個別法に基づく直轄事業又は国の補助事業として国又は地方公共団体が実施している公共事業に地域住民、NPO法人等が参加し、自然再生を行うものであり、1法定協議会においてNPO法人が実施者となって法に基づく自然再生事業を実施している状況がみられるものの、公共事業ではなく地域住民やNPO法人等が主体となって実施している自然再生事業はほとんどみられない。

このような状況がみられる原因として、①自然再生は地域が主体となって実施するものであるが、地域において自然再生事業を主導することとされている地域住民、NPO法人は、法の制定・内容を十分承知していないこと、②法定協議会の設置・運営及び自然再生事業の実施には、労力・資金力を必要とするが、NPO法人等が事務局となった場合、協議会運営費を全額負担することは困難であることなどから、労力・資金力に乏しい地域住民、NPO法人等の発意による法定協議会の設置・運営及び自然再生事業の実施は困難な状況となっていることが考えられる。

#### (4) 法定協議会の組織化及び運営方法

法定協議会は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人、自然環境専門家など地域の多様な主体が参加しているものの、多様な主体が多数参加することなどにより合意形成に長期間を要するなどのあい路がみられ、自然再生事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

このような状況がみられる原因として、次のことが考えられる。

ア 多くの法定協議会では、協議会の組織化に当たって、基本方針に示された「幅広く公平な参加の機会を確保」を「参加者を公募し、希望者全員を参加させること」と解して、参加者を公募し応募者全員を参加させていることが考えられる。

一方、公募を採用している協議会の中には、①事前に参加者の活動内容を例示し募集しているもの、②事前に参加が必要と考えられる地域の参加者を選考した上で他の参加者の募集を行っているもの、③参加人数が多数となる場合には抽選を行っているものなど、参加者の公募に当たって工夫をしている例がみられる。

イ 多くの法定協議会では、協議会の運営に当たって、基本方針に示された「協議会における総意の下」を「協議会の合意形成に当たっては全員一致とすること」と解して、合意形成の方法を全員一致として協議を進めていることが考えられる。

一方、全員一致としている協議会の中には、合意形成を円滑化するために、会議のルールを設けているもの、協議のスケジュールを設定しているもの、学び合いの機会を設けているもの、ワークショップを活用しているもの、ファシリテーターを活用して円滑化を図っているものなどの例がみられる。

ウ 自然再生は、地域に密着して活動する住民、NPO法人、関係市町村等が中心となって長期的・継続的に取り組むことにより、初めて実現するものであるが、協議会において、地域住民、地域で活動するNPO法人、関係市町村等の意見が十分に尊重されていないことが考えられる。例えば、協議会の参加者を公募し協議に当たって多様な主体の多様な意見を広く聴取した上

で、最終的な意思決定に当たっては、自然再生に長期的・継続的に取り組む地域の参加者の意見を重視することをあらかじめ明らかにしておく方法も考えられる。

これらのことから、基本方針に示された「幅広く公平な参加の機会を確保」及び「協議会における総意の下」についての解釈を明確にする余地があると考えられ、協議会の参加者の確保の方法及び協議会の合意形成の方法に関する具体的な情報の提供が不十分となっていることが考えられる。

#### (5) 自然再生の目標の設定状況

自然再生の目標については、達成すべき水準が具体的に特定されていない場合、自然再生事業の実施後のモニタリングにおいても、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が困難である。

19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会における目標の設定状況をみると、すべての協議会において事前調査等を基に具体的な目標が設定されているが、このうち 7 協議会 (46.7%) では、達成すべき水準が具体的に特定された目標となっておらず、事業実施後のモニタリング等において目標の達成度合いを測定することができるものとなっていない。

このような状況がみられる原因として、基本方針において、できる限り具体的に目標を設定することとされており、事業実施後のモニタリングにおいて、目標に照らして事業が適切となっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が可能となる目標を設定する必要があるが、協議会において、そのためのノウハウが十分に確保されていないことが考えられる。

また、基本方針では、全体構想においてできる限り具体的な目標を設定することとされているが、自然再生の方向性を定める全体構想において、定量的な目標など達成すべき水準を具体的に特定することが困難な場合があると考えられる。

さらに、特定した目標を設定していない法定協議会においては、①目標を設定するために必要な科学的知見が確立されていないとする意見や、②目標設定に当たって必要となる過去の環境に関するデータが不足しているとする意見がみられるなど、一部の法定協議会においては、自然再生の目標や指標の設定に当たり必要となる地域の自然環境データが十分確保されていないことが考えられる。

なお、参加者の共通認識の下、自然再生の実施を円滑に推進するための目標として、地域の農林水産業の推進などに関する目標を自然再生の目標に併せて設定することも有効な手段となっているものと考えられる。

## (6) 自然環境専門家の知見の活用状況

調査した 19 法定協議会すべてに自然環境専門家が参加しており、協議会において、科学的知見に基づく専門的な協議に当たって自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することにより、協議がより効率的に行われ、自然環境専門家の知見が十分に活用されることから事業が進ちよくしている状況がみられた。しかし、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している法定協議会は、19 協議会のうち 7 協議会（36.8%）と少ないものとなっている。

このような状況がみられる原因として、すべての法定協議会に自然環境専門家が参加していることから、協議に当たって科学的知見の活用が重要であるとの認識はみられるものの、基本方針においては、分科会、小委員会等の設置について規定されているが、科学的知見に基づく専門的な協議の実施について、科学的知見を十分に活用するため自然環境専門家を中心とした分科会等を設置するなどにより効果的に進めることができることが明らかになっていないことが考えられる。

なお、その地域において適切な自然環境専門家の参加の確保が困難な場合は、法定協議会からの要請に応じて自然再生専門家会議の委員を始めとする各分野の専門家を紹介する制度も有効であると考えられる。

## (7) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議の開催状況

ア 主務省は、推進会議を毎年度 1 回開催することとしているが、平成 16 年度及び 18 年度は開催されておらず、また、会議内容をみると、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せが行われるなど一定の成果はみられるものの、具体的な連絡調整は、平成 17 年度の推進会議において行われたのみとなっている。

このような状況がみられる原因として、推進会議は、関係行政機関が自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的として設置されているが、省庁横断的事業の実施、各種施策との連携強化など具体的な取組が示されていないことが考えられる。

イ 地方ブロック会議は、各地区において、毎年度 1 回開催することとされているが、平成 17 年度には業務多忙などの理由から 2 ブロック会議が開催されておらず、また、会議の内容は、参加行政機関の自然再生に係る取組状況の紹介など情報提供にとどまっている。

このような状況がみられる原因として、地方ブロック会議を設置したもの、地方ブロック会議は、主務省から具体的な連絡調整事項が示されておらず、その位置付けが明確となっていないことが考えられる。

なお、地方ブロック会議を有効に活用するためには、地方ブロック会議において、各地区内に設置された法定協議会の設置・運営・自然再生事業の実

施方法を検討し、法定協議会からの要請に応じた助言が可能となるよう、現在の構成員である主務省の地方出先機関以外に関係地方公共団体、法定協議会事務局、自然環境専門家を加えることが有効と考えられる。

#### (8) 自然再生専門家会議の開催状況

法では、主務大臣は、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し実施計画に関する必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、専門家会議の意見を聴くものとされている。

しかし、平成19年3月末現在、主務大臣による助言実績がないことから、開催された専門家会議においては、各法定協議会が作成した実施計画の報告が行われ意見を聴取しているが、これらの意見等が各法定協議会の実施計画に十分反映されるものとなっていない。

このような状況がみられる原因として、主務省が定めた「助言に当たっての主務大臣の手続」をみると、①助言を実施する場合は、主務大臣が助言案を作成し、専門家会議において意見を聴取すること、②助言を実施しない場合は、専門家会議に実施計画を報告することとされており、主務大臣が助言の実施の有無を判断するに当たって専門家会議の意見を聴取する仕組みとはなっていないことが考えられる。

なお、主務省は、助言の実施の有無を判断するに当たって、各法定協議会が作成した実施計画について、現地視察、実施者からの聞き取り調査により、基本方針に基づいた内容となっているか、その根拠は明確となっているかなどを把握することとしているが、今後は専門家会議においても、例えば現地調査や協議会参加者との意見交換等によって、地域の協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにする必要があると考えられる。

#### (9) 相談窓口の利用状況

主務省は、実施者からの相談に応じるため73地方出先機関に相談窓口を設置している。調査した73地方出先機関のうち、相談窓口における受付件数を把握している68機関の利用状況をみると、平成15年度から18年度までの4年間に、これらの相談窓口において受け付けた相談件数は全国で計16件とわずかなものとなっている。

このような状況がみられる原因として、主務省は、法に基づき相談窓口を設置したものの相談窓口が設置されていることの周知が不十分となっていることが考えられる。

また、地域において自然再生事業を実施しようとする住民やNPO法人等は、主務省の地方出先機関ではなく身近な市町村などに相談しているためではないかと考えられる。

なお、意識等調査の結果をみると、相談窓口を利用した者のうち、「的確な対応で、役に立った」とするものが約7割みられることから、相談窓口が設置されていることを周知し、その機能を充実させることにより、自然再生の推進に一定の効果が期待できると考えられる。

#### (10) 自然環境学習の振興のための措置状況

ア 法第16条第1項において、国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとされている。

しかし、法定協議会に対する国及び地方公共団体における自然環境学習の推進に関する支援の実施状況をみると、国及び地方公共団体が支援を行っている法定協議会は19協議会のうち6協議会(31.6%)と少ないものとなっている。

なお、支援が行われている法定協議会における支援内容をみると、ワークショップの開催、ハンドブックの作成及び自然観察会の資料作成となっている。

イ 基本方針において、全体構想の対象となる区域で自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている。

19法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は8協議会であり、この8協議会において12の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは9計画(75.0%)で、残りの3計画(25.0%)は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

また、自然環境学習について記載がある9実施計画についてみると、①個々の学習の具体的な内容を記載しているものが3実施計画(25.0%)、②個々の学習について記載しているが、その具体的な内容を記載していないものが3実施計画(25.0%)、③自然環境学習プログラムの整備に努めることのみを記載しているものが1実施計画(8.3%)、④環境教育の充実を図ることのみ記載しているものが2実施計画(16.7%)みられ、各実施計画において自然環境学習についての記載が区々となっている。

なお、自然環境学習についての記載がある実施計画を作成している法定協議会においても、自然環境学習を実施するための具体的な自然環境学習プログラムとして整備すべき内容が分からないとする意見がみられた。

このような状況がみられる原因として、自然環境学習プログラムとして整備する内容等が具体的に示されていないため、法定協議会が実施計画の中に自然環境学習の進め方等について、どこまで記載することが必要であるのか判断に迷っていること、また、自然環境学習プログラムの整備に関する情報提供が不十分となっていることが考えられる。

## 2 勸告

主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

### (1) 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し

法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。

### (2) 法定協議会の運営方法等の見直し

法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。

ア 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。

イ モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。

ウ 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。

また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。

### (3) 国の支援の充実等

自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。

ア 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。

また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。

イ 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。

ウ 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。